

第1編 総 則

第1章 総 則

第1条 トンネル工事の基本

トンネルはその目的に適合し、安全でかつ経済的に建設されなければならぬ。

【解説】 トンネル工事の重要性と特異性に鑑み、トンネル工事に当って、工事中と完成後を通じて目標とすべきところを示したものである。

トンネル工事は、予測することの困難な事項を数多く有し、かつ危険をともなうことも多いものであるから、調査を入念に行ない、安全を旨とした設計、施工を行なわなければならない。過去における経験も、安全性と経済性は矛盾するものでなく、十分な調査、安全かつ合理的な設計、施工が、結局は経済的であることを教えている。

第2条 適用の範囲

この示方書は、トンネル工事における調査、設計および施工について、一般の標準を示すものである。

【解説】 この示方書は、道路、鉄道、水路などのトンネルのうち、通常の山岳トンネルに対する技術上の基準を示すものである。

開削工法、シールド工法、圧気工法、トンネルボーリングマシンによる工法、沈埋工法などの特殊工法、立て坑、斜坑および水底トンネルなどに対しては、この示方書の適用外であるが、一部の条項について加除や変更を行なったうえで、これを準用してよい。

トンネル工事は、四つの条件の多様なことや現段階では理論的に不明な点の多いことなどから、この示方書を適用して実地の調査、設計、施工を行なうに当って、本文中に明記のあるものはもちろん、その他の事項についてもなお工事の担当者の判断に委ねられるべきことが多い。これらの判断は、トンネル工学に関して学識経験を有し、その工事の責任を負うべき、いわゆる責任技術者が行なわなければならない。責任技術者の地位にあるものは、みずからの判断に結果するもの重大である点に思いを致し、よくこの示方書の真意を理解するとともに、その適用と判断を誤ることのないよう努めなければならない。